

浜松市公園愛護会報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園等の美化と地域の連帯を深めるとともに、公園愛護思想の高揚を図るため、公園等の愛護活動を行う市民の組織に対して交付する報償金について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 公園等とは、浜松市(公園課)が管理する公園及び緑地等をいう。

ただし、広く一般に貸し出しを行う運動施設については、浜松市(公園課)と協議し、愛護会活動面積を決定するものとする。

(2) 愛護活動とは、公園等の敷地のうち、面積5,000㎡以下の区域の清掃及び除草、軽易な剪定刈り込み、樹木等への散水、その他市長が必要と認める活動をいう。

(3) 公園愛護会とは、公園等の愛護活動を行う市民の組織で、市長に公園愛護会結成書を提出したものをいう。

(公園愛護会結成書の提出)

第3条 前条第3号に規定する公園愛護会となるためには、公園愛護会結成書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 公園愛護会の規約

(2) 公園愛護会の役員名簿

(3) 愛護活動を行う公園等の区域を明示する図面

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 公園愛護会は、前項各号に掲げる書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更した内容のわかる書類を市長に提出するものとする。

(計画書の提出)

第4条 公園愛護会は、公園愛護会活動計画書(第2号様式)を毎年度当初に、市長に提出するものとする。

(報償金額)

第5条 報償金額は、予算の範囲内で、愛護活動を行う区域の面積に応じて次に定める面積割額及び基本割額を合計した額とする。

(1) 面積割額 (100㎡未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た面積)

1㎡につき20円/年

(2) 基本割額	500㎡以下	8,000円/年
	501㎡ ~ 800㎡	6,000円/年
	801㎡ ~ 1,000㎡	4,000円/年
	1,001㎡ ~ 1,500㎡	3,000円/年
	1,501㎡以上	0円/年

(報償金の交付)

第6条 公園愛護会は、公園愛護会報償金交付申請書(第3号様式)に公園愛護会活動報告書(第4号様式)を添えて、市長が定める日までに市長に提出するものとする。

(報償金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、公園愛護会報償金交付決定通知書(第5号様式)により通知後、第5条に規定する報償金を交付するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し又は変更)

第8条 市長は、公園愛護会が次のいずれかに該当すると認めるときは、報償金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 公園愛護会が解散し、又は愛護活動を休止したとき。
- (2) 報償金交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第3条第1項に定める公園愛護会結成届及び添付図書と同様のものを市長に届け出ている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(第2条(1)改正)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

_____公園愛護会

会 長 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

公園愛護会結成書

わたしたちは、公園の美化と地域の連帯を図るため、_____を愛護育

成いたしたく、_____公園愛護会を結成しましたので提出します。

平成 年度 公園愛護会活動計画書

- 1 愛護会名称 公園愛護会
2 会員数 人
3 愛護会会長住所
氏名
電話番号

4 年間活動計画

月	活 動 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

地元自治会長の確認

自治会名称

会 長 名

印

第3号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

_____ 公園愛護会

住 所 _____

会 長 氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

平成 年度公園愛護会報償金交付申請書

次のとおり、平成 年度分の公園愛護会報償金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

第5号様式(第7条関係)

浜都園管第 号
平成 年 月 日

公園愛護会

会 長 様

浜松市長 印

平成 年度 公園愛護会報償金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました平成 年度分の公園愛護会の報償金について、次のとおり交付します。

記

交付金額 円

公園愛護会規約

(目的)

第1条 本会は、公園の美化と地域の連帯を助長し、公園愛護思想の高揚を図るため、公園などの愛護活動を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 本会は、目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 公園内等周辺の清掃及び除草
- (2) 市との連絡調整
- (3) その他、公園等の管理に必要と思われる活動

(組織)

第3条 本会の会員は をもって組織する。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

会長

副会長

会計

(役員選出)

第5条 役員は、会員の互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、会の経理に関する業務を処理する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は 年とする。ただし再任を妨げない。

(年度)

第8条 活動の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

